

# 経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集6-1	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清					(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	東近江市蛭谷町	137	3041	ヨ	畑	0.0504	スギ	64	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	集積計画の対象範囲は別図のとおり	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
この計画に同意する。  <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>権利の設定を受ける市町村(乙) (名称) 東近江市長 小椋 正清</span> <span>住所(同上)</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <span>権利を設定する森林の森林所有者(甲)</span> <div style="background-color: black; width: 200px; height: 20px;"></div> </div>														

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集6-2	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清			(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	東近江市蛭谷町	134-1	3041	□	畑	0.0678	スギ	85	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	集積計画の対象範囲は別図のとおり	
2	東近江市蛭谷町	238-1	3041	□	山林	0.0024	スギ	85						
3	東近江市蛭谷町	275	3041	カ	畑	0.0228	スギ	55						
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村(乙) (名称) 東近江市長 小椋 正清				住所(同上)										
権利を設定する森林の森林所有者(甲)														



# 経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集6-4	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 東近江市長 小椋 正清						(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	東近江市蛭谷町	132	3041	ヨ	山林	0.0781	スギ	64						
2	東近江市蛭谷町	139	3041	ヨ	山林	0.0468	スギ	64						
3	東近江市蛭谷町	236	3041	ヨ	山林	0.0874	スギ	64						
4	東近江市蛭谷町	237-1	3041	イ	原野	0.0203	スギ・ヒノキ	85						
5														
6														
7														
8														
9														
10														
<p>この計画に同意する。</p> <p style="margin-left: 40px;">権利の設定を受ける市町村(乙) (名称) 東近江市長 小椋 正清 <span style="float: right;">住所(同上)</span></p> <p style="margin-left: 40px;">権利を設定する森林の森林所有者(甲) <span style="background-color: black; color: black; display: inline-block; width: 200px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span></p>														

# 経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集6-5	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清					(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	東近江市蛭谷町	126	3041	ヨ	畑	0.0695	スギ	64	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	集積計画の対象範囲は別図のとおり	
2	東近江市蛭谷町	140	3041	ヨ	畑	0.0300	スギ	64						
3	東近江市蛭谷町	180	3041	ヨ	宅地	0.0102	スギ	64						
4	東近江市蛭谷町	180-1	3041	□	宅地	0.0026	スギ	85						
5	東近江市蛭谷町	182	3041	ヨ	畑	0.0282	スギ	85						
6	東近江市蛭谷町	184	3041	ヨ	畑	0.0094	スギ	64						
7	東近江市蛭谷町	216-1	3041	カ	畑	0.0289	スギ	55						
8	東近江市蛭谷町	243-1	3041	□	山林	0.0114	スギ・ヒノキ	65~85						
9	東近江市蛭谷町	250	3041	イ	畑	0.0064	スギ	55						
10	東近江市蛭谷町	258	3041	カ	畑	0.0132	スギ	55						
11	東近江市蛭谷町	259	3041	カ	原野	0.0465	スギ	55						
12	東近江市蛭谷町	261	3041	カ	畑	0.0253	スギ	55						
13	東近江市蛭谷町	263	3041	イ	畑	0.0073	スギ	55						
14	東近江市蛭谷町	264	3041	カ	畑	0.0244	スギ	55						
15	東近江市蛭谷町	276-1	3041	イ	畑	0.0377	スギ	85						
この計画に同意する。  権利の設定を受ける市町村(乙) (名称) 東近江市長 小椋 正清 住所(同上)  権利を設定する森林の森林所有者(甲)														



# 経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集6-7	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 東近江市長 小椋 正清						(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																		
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢												
1	東近江市蛭谷町	277	3041	カ	山林	0.0184	スギ	55	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日  乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	集積計画の対象範囲は別図のとおり								
2	東近江市蛭谷町	279	3041	カ	山林	0.0012	スギ	55												
3	東近江市蛭谷町	280	3041	□	山林	0.1248	スギ・ヒノキ	85												
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙) (名称) 東近江市長 小椋 正清 住所(同上)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

# 経 営 管 理 権 集 積 計 画

1 個別事項

整 理 番 号	集 6 - 8	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 東近江市長 小椋 正清				(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備 考				
番号	所 在	地 番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢										
1	東近江市蛭谷町	278	3041	カ	山林	0.0380	スギ	55	公告の日から	公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	集積計画の対象範囲は別図のとおり				
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙) (名称) 東近江市長 小椋 正清                      住所(同上)

権利を設定する森林の森林所有者(甲)                      XXXXXXXXXX





# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集6-10	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 東近江市長 小椋 正清						(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の 始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢									
1	東近江市蛭谷町	253	3041	ヨ	畑	0.0101	スギ	64									
2	東近江市蛭谷町	257	3041	ヨ	畑	0.0304	スギ・ヒノキ	64									
3	東近江市蛭谷町	266-1	3041	イ	畑	0.0059	スギ	55									
4	東近江市蛭谷町	281	3041	イ	畑	0.0853	スギ・ヒノキ	85									
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。  
また、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。  
経営管理実施権の設定は行わない。

乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。  
また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。

乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

集積計画の対象範囲は別図のとおり

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙) (名称) 東近江市長 小椋 正清 住所(同上)

権利を設定する森林の森林所有者(甲) XXXXXXXXXX

# 経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集6-11	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 東近江市長 小椋 正清						(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権の 始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備 考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	東近江市蛭谷町	181	3041	ヨ	畑	0.0076	スギ	85	公告の日から 公告の日から起算して 10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	集積計画の対象範囲は別図のとおり	
2	東近江市蛭谷町	183	3041	ヨ	畑	0.0057	スギ	85						
3	東近江市蛭谷町	185-1	3041	□	畑	0.0247	スギ	85						
4	東近江市蛭谷町	255	3041	ヨ	畑	0.0096	スギ	64						
5	東近江市蛭谷町	256	3041	ヨ	畑	0.0348	スギ・ヒノキ	64						
6	東近江市蛭谷町	260	3041	カ	畑	0.0130	スギ	55						
7	東近江市蛭谷町	262	3041	カ	畑	0.0184	スギ	55						
8	東近江市蛭谷町	282	3041	イ	畑	0.0145	スギ・ヒノキ	85						
9														
10														
この計画に同意する。  権利の設定を受ける市町村(乙) (名称) 東近江市長 小椋 正清 <span style="float: right;">住所(同上)</span>  権利を設定する森林の森林所有者(甲) <span style="background-color: black; color: black; display: inline-block; width: 150px; height: 1em; vertical-align: middle;"></span>														

# 経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集6-12	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 東近江市長 小椋 正清			(所在地) 東近江市八日市緑町10番5号							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	東近江市蛭谷町	242	3041	ヨ	山林	0.0494	スギ	64	公告の日から 公告の日から起算して10年を経過する日	乙は、経営管理権の存続期間中に、森林の多面的機能を発揮するとともに、森林資源の充実を図るため、除伐、保育間伐、枝打ちその他必要な施業を実施する。伐採木は枝払い、玉切りして、今後の施業に支障が生じないよう林内に集積する。 また、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道から目視による森林巡回を実施する。 経営管理実施権の設定は行わない。	乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。 また、原則として乙は間伐材の搬出及び販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	集積計画の対象範囲は別図のとおり	
2	東近江市蛭谷町	242-1	3041	イ	畑	0.0280	ギ・ヒノ	85						
3	東近江市蛭谷町	244-1	3041	イ	原野	0.0238	スギ	85						
4	東近江市蛭谷町	246			畑	0.0119	スギ	85						
5	東近江市蛭谷町	251	3041	イ	畑	0.0196	スギ	55						
6	東近江市蛭谷町	285	3041	カ	山林	0.2072	スギ	55						
7														
8														
9														
10														
この計画に同意する。														
権利の設定を受ける市町村(乙) (名称) 東近江市長 小椋 正清				住所(同上)										
権利を設定する森林の森林所有者(甲)														

